

令和4年度第3回青梅市障害者地域自立支援協議会会議録

令和4年12月9日（金）

書面開催

書面承認確認票提出：井原会長、古久保副会長、加藤委員、副田委員、宮崎委員、大栗委員、下地委員、山本委員、神野委員、大沼委員、朝長委員、野村委員、星野委員、市川委員、及川委員、厚澤委員、細川委員、遠藤委員、今井委員

1 開会

省略

2 あいさつ

省略

3 協議事項

(1) 青梅市虐待等の防止に関する条例（案）について （資料省略）

青梅市では児童、高齢者、障がい者の権利擁護と虐待防止、さらには配偶者DV抑止にかかる普及啓発のため理念条例を制定するため、現在協議を進めております。前回の協議会では素案をお示しし、委員の皆様から頂いた御意見を反映した条例案を作成しました。

児童および高齢者担当部署でも外部協議体で内容について審議を重ねているところです。内容について質問や追加した方がよいと思われる条文や語句等、御意見がございましたら、書面承認確認票に御記入をお願いします。

(主な質疑、意見等)

- ・養護者の定義について、配偶者からの暴力、養護者の責務などについて、精査が必要と考えられる。
- ・関係団体の責務について、被養護者への虐待の禁止を明記した方がいいのではないか。

4 報告事項

- (1) 「第 6 期青梅市障害者計画」、「第 7 期青梅市障害福祉計画」および「第 3 期青梅市障害児福祉計画」を「青梅市地域福祉計画」に合本化して策定することについて（資料 2）

令和 6 年度からの「第 6 期青梅市障害者計画」、「第 7 期青梅市障害福祉計画」および「第 3 期青梅市障害児福祉計画」については、市が今後進めていく「重層的支援体制整備事業」（※）の一環として、同じく令和 6 年度に開始となる「第 5 期青梅市地域福祉計画」に、他の福祉計画とともに包含させて、一体的な計画として策定することになりました。

この「第 5 期青梅市地域福祉計画」には、他に「第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「重層的支援体制整備計画」および「成年後見制度利用促進計画」が含まれます。

計画策定にあたっては、今年度末から策定支援業務委託を実施する予定で、障害者計画を単独で策定するために実施していたアンケート調査は予定を変更し、一体化された計画策定支援業務の中で、令和 5 年 4 月～5 月頃に実施する予定です。

また、従来の障害者計画検討委員会は、地域福祉計画検討委員会の障害者部門として設置することを検討しています。

資料 2 は、「重層的支援体制整備事業」について説明したもので、2 ページ目の図が、一体化された「地域福祉計画」のイメージです。

御意見がありましたら、書面承認確認票に御記入をお願いします。
※「重層的支援体制整備事業」とは、市町村による包括的な支援体制づくりのための手法の一つで、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するものです。

（主な質疑、意見等）

- ・合本化することによって複雑なニーズに対応しやすくなるなどメリットがあると考えられるので、良いと思われる。
- ・地域共生社会の実現のためにも、一体化させることは必要だと考える。

- ・合本化することで当事者の方にとって必要な情報が得られなくなることがないように、わかりやすく作成することや、周知の方法の検討が必要になると考える。

(2) 市内における虐待通報等の状況および対応について （資料省略）

令和４年度中に発生した、市内における虐待通報等の状況および対応にかかる報告資料です。御意見がありましたら、書面承認確認票に御記入をお願いします。

(主な質疑、意見等)

- ・虐待が増えていることに心が痛む。引き続き調査を着実に進めていただきたい。
- ・障害者施設での虐待通報が目立つが、各事業所においてチェックシートなど作成して虐待防止に努めているのか気になる。
- ・虐待認定について具体的な基準があるのか知りたい。
- ・通報しやすい環境だけに配慮すると、匿名などにより調査が進まない現状がある。通報のしやすさと調査の進めやすさを両立するにはどうすればいいか検討していく必要があると考える。

(3) 専門部会からの報告

ア 日中活動・就労支援部会

イ 相談支援部会

ウ 権利擁護・差別解消部会

専門部会の活動は、感染症拡大防止のため休止となっており、報告はありません。

(4) その他

ア 障害福祉サービス事業所等におけるＰＣＲ検査実施事業の延長について

以前から実施しているＰＣＲ検査事業が、令和５年３月まで延長されました。１２月から３月までの間で１人２回のＰＣＲ検査を実施しています。検査の結果、陽性であった場合、市内協力医療機関に電話受診が無料でできます。

イ 令和４年度青梅市福祉施設等物価高騰支援給付金の第２回支給申請について

コロナ禍における原油価格および物価の高騰による影響を受けている障害福祉サービス事業所に対し、９月より給付金の申請を受け付けていましたが、更なる負担軽減を図るため、第２回目の給付金を支給するための補正予算が成立しました。

令和５年１月以降、申請等について市内事業所に通知する予定です。

５ その他

(１) 委員会の開催日程について

第４回青梅市障害者地域自立支援協議会

令和５年２月２８日（火）午後５時４５分～午後７時４５分

青梅市役所２階 ２０４・２０５・２０６会議室

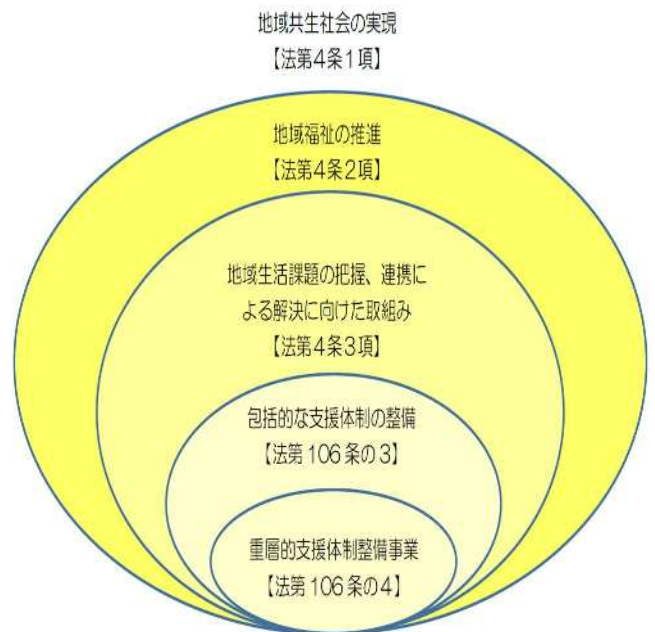
以 上

青梅市重層的支援体制整備事業等について

1 背景

令和3年4月の社会福祉法の一部改正により、市区町村においては、地域共生社会の実現を図るため、包括的な支援体制の整備に努めることとされ、その施策として「重層的支援体制整備事業」を実施できるようになった。

この「重層的支援体制整備事業」は、法第106条の4に規定された市町村による包括的な支援体制づくりのための手法の一つであり、市町村において相談支援、地域づくりに向けた支援に係る既存の取組みを活かしつつ、新たに参加支援を加え、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するものである。



【重層的支援体制整備事業に必要な事業】

事業名		事業内容
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業	● 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ● 支援機関のネットワークで対応 ● 複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ
	⑨ 多機関協働事業	● 市区町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ● 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ● 支援関係機関の役割分担を図る
	⑨ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	● 支援が届いていない人に支援を届ける ● 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な課題を抱える人を見つける ● 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
Ⅱ 参加支援	⑨ 参加支援事業	● 社会とのつながりを作るための支援を行う ● 利用者ニーズをふまえた丁寧なマッチングやメニュー作成 支援対象者 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない狭間の個別ニーズを有している人など
Ⅲ 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	● 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ● 個別の活動や人のコーディネート ● 地域活動の活性化

2 青梅市における事業の進め方

(1) 計画の策定

今年度、先進自治体の視察を実施し、具体的な事業の検討を進めるため重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会を設置した。

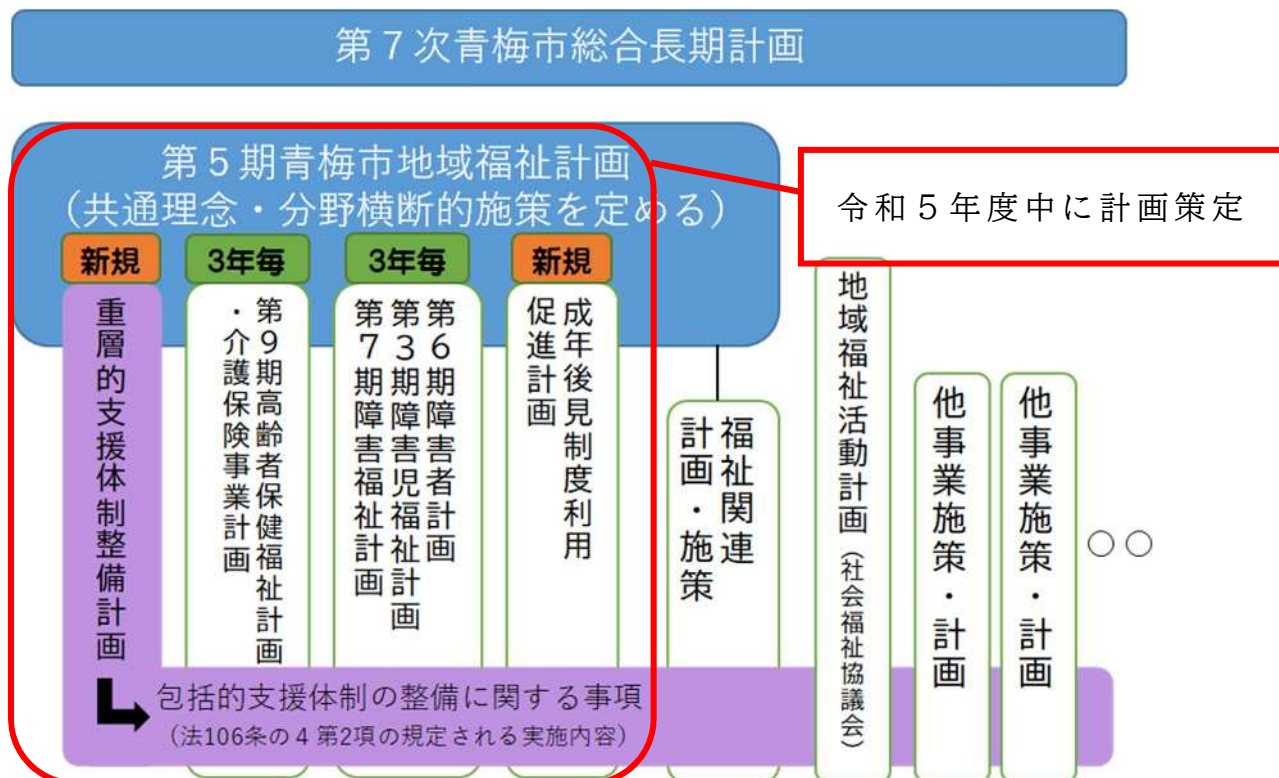
庁内検討会の中で、「地域福祉計画」は各福祉計画の上位計画として位置づけられるとともに、他の福祉に関する計画と一体的な計画とすることが求められていることから各計画の合本化を協議した。

協議の結果、令和6年度開始の「第5期青梅市地域福祉計画」に同じく令和6年度開始となる「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第6期障害者計画」、「第3期障害児福祉計画」および「第7期障害福祉計画」を包含させることとし、併せて新たに「重層的支援体制整備計画」および「成年後見制度利用促進計画」を加えた計画として策定する予定である。

このため、法の定めにより3年周期の計画があることから、5年周期であった地域福祉計画を6年周期とする。

また、計画策定にあたり複数の計画を包含することから、今後、策定支援の業務委託を予定している。

【案】



(2) 会議体の設置

第5期地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉をさらに推進するため、公募市民や学識経験者等を加えた会議体を設置して計画を策定する。

会議体には計画策定に関する意見だけではなく、計画策定後の進捗状況を報告するなどPDCAを活用し、より市民に分かりやすい形で地域福祉を推進していく。

また、次年度にはシンポジウム等を開催し、広く市民に地域福祉に関する啓発を図るとともに、より多くの市民意見を反映した計画として策定する。

【案】

